

業務説明資料

1 委託業務名

不登校デジタル支援運営業務委託

2 業務目的

すべての不登校児童生徒に学校復帰や社会的自立のための支援を提供する。
不登校児童生徒、特に自宅にとどまる不登校児童生徒の孤立を防ぐ。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

浜松市が開設している不登校児童生徒のための学校外の居場所（以下、「校外まなびの教室※1」とする）

※1：校外まなびの教室は、学校へ通うことが難しい不登校児童生徒のための学校外の居場所である。市内に11教室を開設し、それぞれの教室に小学1年生から中学3年生までの児童生徒が15名から40名利用している。

5 事業の概要

浜松市の不登校支援専用のホームページを開設し、不登校関連の情報を発信する。また、さまざまな動画を配信し、不登校児童生徒やその保護者が閲覧できるようにする。特に、アカウントが付与された不登校児童生徒が専用の動画を視聴でき、ZOOM等オンラインシステムで他の不登校児童生徒と交流できるようにする。

動画配信は、オンデマンドとオンラインの2種類を用意する。オンデマンド配信はいくつかの種類の動画を用意するが、動画作成は一部の動画を除き、原則、校外まなびの教室に通う児童生徒が行い、アカウントを付与された不登校児童生徒たちが興味ある動画を自由に視聴していく。また、オンライン配信は、オンライン会議システム等で校外まなびの教室同士をつなげて教室間で交流会を実施しているところに自宅にいる不登校児童生徒がアクセスできるようになる。想定している動画の種類は、各校外まなびの教室紹介動画、学習に興味をもつような動画等の多種多様な動画とする。

受託者は、ホームページを開設して、その中の情報を常に更新し、また、校外まなびの教室の児童生徒が動画を制作する際の助言、その動画の監修、学習コンテンツの提供を行う。また、オンライン配信では、配信機器の接続等や配信の管理、不登校児童生徒のアクセス状況の管理等を統括する。

6 業務内容

以下に記す内容は、浜松市が想定する標準的なものである。これについて実現方法を具体的に提案すること。

(1) ホームページの開設・運営

本事業のホームページを開設して、その中に不登校支援に関する情報を掲載するとともに、不登校児童生徒がアクセスする動画の入り口を設けること。毎月1回以上内容を見直し、更新を行うこと。

(2) PR動画の制作

オンデマンド、オンラインの2種類の動画を視聴するための利用方法が分かる動画を制作すること。不登校児童生徒たちに内容や方法が分かりやすく伝わり、かつ魅力的に伝わるように工夫されたものを、1分程度の動画にまとめる。

(3) オンデマンド動画の制作における児童生徒への助言と監修

できるだけ動画の制作に児童生徒が関われるよう、各校外まなびの教室を定期的に巡回して動画制作の助言を行うこと。そして、児童生徒が制作した動画を配信できるように監修すること。その際、児童生徒が作成する動画に対して、著作権の侵害、個人情報の保護の観点を確認すること。校外まなびの教室は11教室あり、各教室への巡回の頻度と時間は月1回程度、各回2～3時間程度とする。また、児童生徒の動画編集等の技能向上を図るための講座等も実施すること。

(4) 学習コンテンツの提供

学習への動機付けになるような動画を1本以上作成し、ホームページにアップする。毎月1回以上内容を見直し、更新すること。

(5) オンデマンド配信

作成された動画をカテゴリー別に整理し、ホームページにアップして配信する。また、配信記録を毎月提出すること。

(6) オンライン配信の配線からアクセス管理までの統括

校外まなびの教室同士（2教室または3教室）の双方向の交流会をオンラインで配信することを月6～8回程度行うこと。1回、2時間程度の配信とする。このときの配信にかかるさまざまな機器の準備から配線等、さらには自宅からアクセスする児童生徒へのアカウントの付与から実際のアクセス状況の管理等、配信に係る業務を統括すること。なお、ZOOM等オンラインシス

テムの年間契約も含める。

自宅からアクセスする児童生徒について、原則的にはマイク及びカメラ ON での双方向の交流を想定しているが、「顔を隠して参加したい」等の希望を持つ児童生徒に対しては、管理者側のシステム設定で対応する、児童生徒側のシステム操作を支援する等の対応を行い、本人の意に反して児童生徒の容姿や個人情報が他の参加者に表示されることの無いようにすること。また、アクセスした際、交流会に参加しやすいように、つながりをつくるファシリテーションをする人員を用意すること。

(7) 専用の機器等の準備

以下の機器等の準備をすること（既に受託者が保有している機器の利用も可とする）。なお、機器等の所有権は受託者に帰属するものとする。機器等の仕様や数量については業務内容を実現できるよう企画提案し、企画提案書の中で一覧を示すこと。（ハードウェアだけでなく、ソフトウェアや SaaS、インターネット回線等のサービスについても明記すること。）ただし、以下に示す要件及び「10 業務の適正な実施に関する事項」を遵守できるものとすること。

- ア オンデマンド動画の作成に係るパソコン等の機器。
- イ オンライン配信に必要なカメラやマイク、スイッチャー等の機器。校外まなびの教室には、教室ごとにアクセスできるように専用のパソコンと液晶プロジェクター（100 インチ以上）を 11 教室に配備する。
- ウ 動画作成ソフトの購入
- エ ZOOM 等オンラインシステムの権利
- オ アカウント付与やアクセス数抽出のシステム構築のためのソフト等
- カ ホームページを安全に更新、運営していくための仕組み
- キ 本事業の実施に必要なインターネット回線及びネットワーク機器

(8) 機器等の回収

(7) で準備した機器のうち、校外まなびの教室に設置しているものについて、委託業務終了時に受託者にて回収すること。

(9) アクセス状況報告

毎月の個人のアクセス状況を報告書にまとめ、所属校と委託者に提出すること。また、状況をスムーズに処理・報告するためのシステムの構築を図ること。

7 不登校支援について

本事業を進めるにあたり、以下に示す本市の不登校支援の理念に基づいた、不登校児童生徒へ適切な支援策を講じること。

【不登校支援の理念】

不登校児童生徒の学校復帰及び将来の社会自立を目指し、子どもたちが安心できる居場所をつくり、温かなかかわり方を通して周囲とのつながりを築くことのできる支援を講じる。

- (1) 子どもが安心して過ごすことのできる環境づくり
 - (2) 子どもへの温かなかかわり方による、周囲とのつながりの構築
- 上記の取組の状況を、委託者へ報告することとする。
- (1)、(2)について、別に示す提案依頼事項に基づき、具体的な取組を提案すること。

8 業務完了報告等

- (1) 業務完了後、速やかに委託者が指定する様式により業務の履行状況を委託者へ報告すること。
- (2) 受託業務に関する事項について、委託者から調査・報告を求められた場合には、速やかに応じること。
- (3) 業務完了報告等に係る費用は受託者の負担とする。

9 成果物

以下の成果物を、適正な時期に運用を開始し、また提出すること。

No.	名称	提出形式	運用開始期	提出時期
1	ホームページ	電子データ	4月当初	業務終了時(最終形)
2	P R 動画	電子データ	随時	業務終了時(最終形)
3	学習コンテンツ	電子データ	随時	業務終了時(最終形)
4	使用機器一覧	電子データ		業務開始前
5	不登校支援取組報告	電子データ		毎月 10 日まで(先月分)
6	業務完了報告	電子データ		業務終了時
7	オンデマンド配信記録	電子データ		毎月 10 日まで(先月分)

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

児童生徒、指導員を含む教職員、雇用者等の個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、

または自己の利益のために利用してはならない。また、業務委託終了後も同様とする。

(3) 機器等の情報セキュリティについて

「個人情報の取扱いに係る特記事項」に定める場合のほか、本業務で使用する機器等について次の点を遵守すること。

- ① 本業務で使用するすべてのパソコン（6（7）で準備するものほか、受託者の事務所等で本業務に係る事務に用いるものも含む）について、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアをシステムに常駐させること。不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは常に最新の状態に保つこと。
- ② 本事業で使用するインターネット回線（6（7）で準備するものほか、受託者の事務所等で本事業に係る事務に用いるものも含む）について、伝送途上に情報の破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように適正な回線を選択し、十分なセキュリティ対策を実施すること。なお、フリーWi-Fi の使用はセキュリティ対策の如何を問わず禁止とする。
- ③ 6（7）で準備する機器等のうち、各教室に配備する視聴用パソコンについて、校外まなびの教室運営事業者と調整の上、次の措置を講じること。また、校外まなびの教室運営事業者が配備された機器等を適切に管理できるよう、マニュアルを整備する等の対応を行うこと。
 - 盗難防止ワイヤーで固定する、鍵付きの鉄庫に保管する等、各教室の物理的状況を踏まえた盗難防止対策を行うこと。盗難防止対策のために新たに必要となる機器等は受託者にて用意すること。
 - インターネット回線について、デバイス制御ソフトウェア等により、委託者から指示された回線以外に接続できないよう設定すること。
 - 外部機器について、デバイス制御ソフトウェア等により、本業務に必要な機器以外は接続できないように設定すること。
 - 児童生徒が不適切なWeb サイトにアクセスすることがないよう、フィルタリングソフト等によるアクセス制限を施すこと。

(4) 児童生徒の容姿や個人情報を含むデータの保存・運搬方法について

児童生徒の容姿や個人情報は特に慎重な取り扱いを要するため、セキュリティに配慮した保存・運搬方法を具体的に企画・提案すること。企画・提案に当たっては次の点に留意すること。

- ① 最低限の必須要件として「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守

すること。

- ② 記録媒体の物理的な紛失・盗難による個人情報漏洩リスクを抑制するため、個人情報の保存にはクラウド型のストレージサービスを使用すること。
- ③ 提案内容によっては、浜松市情報セキュリティポリシーとの整合を図るため、実施方法の変更が必要になる場合がある。受託候補者として特定後、委託者から求めがあった場合には、委託者と協議の上、実施方法の変更に応じること。

(5) SaaS・ASP サービス等の利用について

本業務の実施に当たって、SaaS・ASP、レンタルサーバ等の外部サービスを利用する場合は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（通称 ISMAP）クラウドサービスリストに登録されたサービスを利用する。利用予定のサービスが ISMAP クラウドサービスリストに登録されていない場合は、当該サービス提供事業者より SaaS・ASP セキュリティチェックリストを徴収の上、参加意向申出書と併せて委託者に提出し、当該サービスの利用可否について確認を受けること。

(6) ホームページのドメインについて

本業務で構築するホームページのドメインには、委託者が発行するサブドメインを使用すること。委託者がサブドメインの作成及び DNS の設定、受託者が公開用サーバの確保、グローバル IP アドレスの取得、コンテンツの作成及び公開を行うことを想定している。契約後に委託者と調整を行うこと。ホームページの構築に当たって、SaaS・ASP 及びレンタルサーバ等の外部サービスを利用する場合は、委託者が発行するサブドメインの使用を前提としてサービスを選択すること。

11 校外まなびの教室の増設

契約締結後に校外まなびの教室が増設された場合は、増教室分の業務委託を受託すること。契約方法、金額等は別途協議する。

12 業務の引継ぎ

受託者の変更時にあたっては必ず引継書を作り、新旧受託者間で十分に業務の引継ぎをし、当該業務の継続に支障をきたすことがないように対処しなければならない（ホームページのドメイン及びコンテンツの引継ぎに関する業務も含む）。また、事業に係る情報の全てについて、提供の継続性を担保すること。

これらの業務に要する費用はすべて受託者の負担とする。また、これらの引継ぎ業務を実施する時期は委託者の判断による。

13 遵守事項

- (1) 受託者は、業務従事者に対し法令で規定された事業者としての全ての責務を負うこと。
- (2) 受託者は、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮に努めること。
- (3) 過去3年以内に、個人情報に関する重大なインシデントが発生していないこと。

14 著作権について

成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27号条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は委託者に移転する。著作権移転の対価は、業務委託料に含まれるものとする。ただし、成果物に第3者の著作物又はこの契約の締結以前から受託者が有していた著作物が含まれる場合におけるそれらの著作権については、この限りではない。

15 呼称

本事業の呼称を「お家 de 交流 まなびの窓」とする。

16 疑義

本仕様の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様に定めのない事項については、委託者と受託者双方が協議のうえ決定するものとする。